

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する
規則」の取扱いに関する留意事項について
(中間連結財務諸表規則ガイドライン)

令和3年9月
金融庁企画市場局

このガイドラインは、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものである。

第一章 総 則

- 1 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 11 年大蔵省令第 24 号。以下「規則」という。）第 1 条第 1 項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとし、同項に規定する修正国際基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、修正国際基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとする。

- 4 の 2 規則第 4 条の 2 に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。
 - 1 当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前連結会計年度及び前中間連結会計期間に係る数値を含めなければならない。
 - 2 当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度及び前中間連結会計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。

- 5 - 2 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「連結財務諸表規則ガイドライン」という。）5 - 2 の取扱いは、規則第 5 条第 2 項に規定する事項について準用する。この場合において、連結財務諸表規則ガイドライン 5 - 2 中「翌連結会計年度」とあるのは「当該中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度」と読み替えるものとする。

- 5 - 3 連結財務諸表規則ガイドライン 5 - 3 の取扱いは、規則第 5 条第 3 項に規定する事項について準用する。

- 7 - 1 連結財務諸表規則ガイドライン 10 - 1 の取扱いは、規則第 7 条第 1 項に規定する事項について準用する。

- 9 連結財務諸表規則ガイドライン 12 - 1 の取扱いは、規則第 9 条に規定する中間決算日の異なる子会社について準用する。この場合において、連結財務諸表規則ガイドライン 12 - 1 中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

- 10 - 1 連結財務諸表規則ガイドライン 13 - 1 の取扱いは、規則第 10 条第 1 項に規定する事項について準用する。

- 10 - 1 - 4 連結財務諸表規則ガイドライン 13 - 1 - 4 の取扱いは、規則第 10 条第 1 項第 4 号に規定する会計方針に関する事項について準用する。この場合において、連結財務諸表規則ガイドライン 13 - 1 - 4 中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

10-2-4 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の9-2の取扱いは、規則第10条第2項第4号に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の9-2の3中「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と読み替えるものとする。

10-4 連結財務諸表規則ガイドライン13-4の取扱いは、規則第10条第4項に規定する事項について準用する。

10-5 規則第10条第5項に規定する事項については、次の点に留意する。

1 財務諸表等規則ガイドライン8の2の1の取扱いは、規則第10条第5項に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の1中「財務諸表の」とあるのは「中間連結財務諸表の」と、「財務諸表作成のための」とあるのは「中間連結財務諸表作成のための」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

2 会計方針には、例えば次の事項が含まれるものとする。

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- (6) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- (8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- (9) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

3 財務諸表等規則ガイドライン8の2の3（(5)②及び(8)②を除く。）の取扱いは、2の(1)から(9)までに例示されている会計方針の記載について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3中「財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

4 2の(4)に記載する退職給付に係る会計処理の方法には、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれることに留意する。

11 規則第11条の規定による注記については、次の点に留意する。

1 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項には、中間連結財務諸表作成の基礎となっている各連結会社の中間財務諸表の作成に係る会計方針を含むものとする。

2 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しないことに留意する。

3 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、中間連結会計期間の属する連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、当該連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて注記するものとする。

4 連結子会社の決算日に変更があり、かつ、当該変更が中間連結財務諸表提出会社の中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に重要な影響を与える場合には、当該変更があった旨及び当該変更の内容を注記するものとする。

- 11 の 2 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（以下「中間財務諸表等規則ガイドライン」という。）5の取扱いは、規則第 11 条の 2 及び第 11 の 3 に規定する会計方針の変更に関する注記について準用する。
- 11 の 4 中間財務諸表等規則ガイドライン 5 の 2 の 2 - 1 の取扱いは、規則第 11 条の 4 に規定する表示方法の変更に関する注記について準用する。
- 12 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 4 の取扱いは、規則第 12 条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。
- 13 規則第 13 条に規定する事項には、指定法人にあつては規則第 46 条及び規則第 65 条の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれることに留意する。
- 15 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 6 から 8 の 6 - 2 までの取扱いは、規則第 15 条に規定するリース取引に関する注記について準用する。
- 15 の 2 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 6 の 2 - 1 - 2 から 8 の 6 の 2 - 5 までの取扱いは、規則第 15 条の 2 に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 6 の 2 - 1 - 2 中「貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、8 の 6 の 2 - 1 - 3 中「貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「当該事業年度」とあるのは「当該中間連結会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、8 の 6 の 2 - 5 中「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。
- 16 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 7 - 1 の取扱いは、規則第 16 条に規定する有価証券に関する注記について準用する。
- 17 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 8 の取扱いは、規則第 17 条に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。
- 17 の 2 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 14 及び 8 の 14 - 1 - 1 の取扱いは、規則第 17 条の 2 に規定するストック・オプション若しくは自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に関する注記について準用する。
- 17 の 3 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 15 から 8 の 15 - 7 までの取扱いは、規則第 17 条の 3 に規定するストック・オプションに関する注記について準用する。
- 17 の 4 規則第 17 条の 4 から第 17 条の 7 まで、第 17 条の 10、第 17 条の 11 及び第 17 条の 13 に規定する注記とは、「企業結合に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「企業結合に関する会計基準」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。

また、財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-1から8の17-4までの取扱いは、規則第17条の4に規定する取得による企業結合が行われた場合の注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の17-4中「税引前当期純損益」とあるのは「税金等調整前中間純損益」と、「当期純損益」とあるのは「中間純損益」と、「1株当たり当期純損益」とあるのは「1株当たり中間純損益」と読み替えるものとする。

17の6 財務諸表等規則ガイドライン8の20-1-1の取扱いは、規則第17条の6において準用する連結財務諸表規則第15条の14第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。

17の7 財務諸表等規則ガイドライン8の22-1-1の取扱いは、規則第17条の7に規定する共同支配企業の形成の注記について準用する。

17の8 規則第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する注記とは、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。

また、連結財務諸表規則ガイドライン15の16-1-1から15の16-1-4までの取扱いは、規則第17条の8において準用する連結財務諸表規則第15条の16に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。

17の10 連結財務諸表規則ガイドライン15の18-1-1及び15の18-1-2の取扱いは、規則第17条の10において準用する連結財務諸表規則第15条の18第1項第1号に掲げる「子会社が行った企業結合の概要」及び同項第2号に掲げる「実施した会計処理の概要」に係る注記について準用する。

17の14 「中間財務諸表等規則ガイドライン5の18-1から5の18-6までの取扱いは、規則第17条の14に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。

17の15 財務諸表等規則ガイドライン8の28の取扱いは、規則第17条の15に規定する資産除去債務に関する注記について準用する。

17の16 財務諸表等規則ガイドライン8の30及び8の30-1-2の取扱いは、規則第17条の16第1項において準用する連結財務諸表規則第15条の24に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の30の4中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-2中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

17の17 財務諸表等規則ガイドライン8の33の取扱いは、規則第17条の17に規定する棚卸資産に関する注記について準用する。

17の18 財務諸表等規則ガイドライン8の32の取扱いは、規則第17条の18に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の32中「財務諸表の」とあるのは「中間連結財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「中間連結財

務諸表提出会社」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「翌事業年度以降」とあるのは「当中間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

17の18-2 規則第17条の18第2項に規定する重要な変動が認められない場合に該当するかどうかは、17の18において準用する財務諸表等規則ガイドライン8の32の1に記載する目的に照らして判断するものとする。

第二章 中間連結貸借対照表

25-1-2 連結財務諸表規則ガイドライン23-1-2の取扱いは、規則第25条第1項第2号に規定する受取手形、売掛金及び契約資産について準用する。

28の2 財務諸表等規則ガイドライン26の2-3の取扱いは、規則第28条の2に規定する有形固定資産の減損損失累計額の記載について準用する。

38-1-1 連結財務諸表規則ガイドライン37-1-1の取扱いは、規則第38条第1項第1号に規定する支払手形及び買掛金について準用する。

39-1-4 連結財務諸表規則ガイドライン38-1-5の取扱いは、規則第39条第1項第4号の引当金について準用する。

46 中間財務諸表等規則ガイドライン36の3の取扱いは、規則第46条に規定する1株当たり純資産額の注記について準用する。

50 規則第50条の規定は、規則第48条の規定による記載をしない場合にも適用があることに留意する。

第三章 中間連結損益計算書

53 財務諸表等規則ガイドライン72-1の取扱いは、規則第53条に規定する売上高の表示方法について準用する。

56 連結財務諸表規則ガイドライン55の取扱いは、規則第56条に規定する販売費及び一般管理費の表示方法について準用する。

61 連結財務諸表規則ガイドライン62の取扱いは、規則第61条及び第62条に規定する特別利益の表示方法及び特別損失の表示方法について準用する。

62-2 財務諸表等規則ガイドライン95の3の2の取扱いは、規則第62条の2に規定する減損損失に関する注記について準用する。

65 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第65条に規定する1株当たり中間純損益金額に関する注記及び第65条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。

70 規則第70条の規定は、規則第69条の規定による記載をしない場合にも適用があることに留意する。

第三章の二 中間連結包括利益計算書

70の3 規則第70条の3に規定する中間連結損益及び包括利益計算書については、別紙様式により作成するものとする。

第四章 中間連結株主資本等変動計算書

80 連結財務諸表規則ガイドライン79-1及び79-1-2の取扱いは、規則第80条の新株予約権に関する注記について準用する。

第六章 企業会計の基準の特例

87の2-1 中間連結財務諸表を国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。

87の2-2 中間連結財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。

88の2 中間連結財務諸表を修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。

(別紙)

中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式
【中間連結損益及び包括利益計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間 (自 年月日 至 年月日)	当中間連結会計期間 (自 年月日 至 年月日)
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××
販売費及び一般管理費		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××
営業利益 (又は営業損失)	×××	×××
営業外収益		
受取利息	×××	×××
受取配当金	×××	×××
有価証券売却益	×××	×××
持分法による投資利益	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	×××
有価証券売却損	×××	×××
持分法による投資損失	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
負ののれん発生益	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
災害による損失	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税金等調整前中間純利益 (又は税金 等調整前中間純損失)	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
中間純利益 (又は中間純損失)	×××	×××
(内訳)		
親会社株主に帰属する中間純利益	×××	×××

(又は親会社株主に帰属する中間純損失)		
非支配株主に帰属する中間純利益		
(又は非支配株主に帰属する中間純損失)	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
……………	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
中間包括利益	×××	×××
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	×××	×××
非支配株主に係る中間包括利益	×××	×××

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。